

『正法眼蔵弁註』の草稿について

小坂機融

一

『正法眼蔵弁註』は、云うまでもなく、近世曹洞宗門屈指の宗匠である天桂傳尊（一六四八—一七三五）が、道元禅師の『正法眼蔵』について註解弁論を付したものである。この『弁註』は、天桂畢生の著作であって、その理を尽した明快な論究と宗義への鋭い質正とが、中世以来絶えて久しかった『正法眼蔵』の参究と、それに基づく宗義の究明を急速に復興せしめる契機となつたのである。従つて、その主調は極めてラジカルであつて、沈滞せる宗侶の惰氣を警発し、宗義の根源に溯洄せしめる上に大きな力を形成したものであつた。しかし、反面、参究の恢興進展の結果から却つて批判を受け、臆て宗内に於ける異端の主調として忌避され、初学者には見せしむべからずとまで云われるに至るのである。それ故に『弁註』は、自らの完成への自発的修訂は当然のことなが

ら、他からの批判の中で余儀なき改訂削除を繰り返さざるを得ず、また、開版においても種々の遠慮を施さざるを得なかつたのである。しかし、その成立時にあつては、『正法眼蔵』の参究に当つて、未だ必ずしも完全なテキストの入手も容易ではなく、ましてやその注疏においては、殆ど恵まれなかつたことを思えば、『正法眼蔵』の本文の学的校訂を経て、鋭い註弁を施した天桂の『弁註』の出現は、天桂の学識や道望の大きさのみならず、参学随徒の多さを含めて、当時の宗内に大きな影響を齎らしたことは、紛うことなき事実であつた。ここに始めて宗義の参究が再興され、これに基づく賛否の議論が囂然と起り得たのである。乙堂の『正法眼蔵統絃講義』、面山の『正法眼蔵闕邪訣』、万仞の『正法眼蔵諫蠹録』は、『弁註』批判の代表的な著述であり、その内容は『正法眼蔵』の書誌学的問題から宗義の枢要問題に至るまで、可成り広い領域にわたるものであつたが、このような論義の核心

に触れる以前に『弁註』自体の書誌学的問題を明確にしておく必要があると思われる。それは『弁註』批判を見る時、それが必ずしも一定の『弁註』ではないことに気付くからである。周知の如く『弁註』は、天桂八十三歳の享保十四年（一七二九）に粗ぼ完成され、出版の準備が企画されたようであるが、それより以前に発令された『正法眼蔵』出版停止の触達によってその道が阻まれ、その後約百五十年間は、銘々の書写による伝承を余儀なくされたのであった。従って版本として流通しえなかったということは、諸種の段階の『弁註』がそのまま温存され、種々の異なるものについて参究批判が行なわれる結果となったのである。

『弁註』の成立過程は、先ず嗣承論を明らかにすることから始められ、「授記」「面授」「嗣書」の三巻に註弁が施こされ、次いで『眼蔵』諸巻に及んだと云われている⁽¹⁾。その間すでに参学の衆徒によって随時書写されて不完全なまゝ伝承されたとも云われている。しかし、『弁註』の成立は、一口に表現することのできない辛苦の過程を有している。江戸時代における『正法眼蔵』註疏の先駆を成すものとして当然ではあるが、その道程には並々ならぬ身心による弁究が存したものである。この度『永平正法眼蔵蒐書大成』の刊行によって『弁註』版本の原姿が公にされ、少しく『弁註』の成立過程が明らかにされたのであるが、『弁註』の成立過程には、更

に複雑な事象が潜んでいるのである。その辺りの事情を明確にする好個の資料が保存されていることが知られたので、これを検証して『弁註』に付加さるべき新しい事実を紹介することにしたいと思う。

(1) 福祥寺本『弁註』「凡例」にその過程が概説されている（『永平正法眼蔵蒐書大成』十五、七二一―七二七頁）。

(2) 『弁註』の書誌学的面に就いては前掲書「解題（一）」（七一四―七六七頁）参照。

二

『正法眼蔵』の異本を隈なく探索すべく、全国を調査して歩く途上、天桂系の『眼蔵』をその本拠地である大阪の退蔵峯陽松庵（池田市）に索った折に『正法眼蔵』の写本と共に『弁註』の写本二種⁽²⁾を拝覧することができたのであったが、同時に天桂直筆の『弁註』の草稿とも云うべき貴重な資料が保存されていることが判明したのである。先にも触れたように、『弁註』の形成が複雑であることを考慮するとき、この発見は、これを明確に跡付ける上に重要な端緒を齎すものと思われる。従って、ここにこの草稿について詳しく紹介し、当面の二・三の問題を検尋してみたいと思う。

この本は、豎二〇・九糎、横一〇・四糎の折本十四冊であって、前後七冊づつが二帙に分けられたものである。各冊毎

の表紙の左端には題号の書かれていない題簽が、中央から右側には輯録されている『正法眼蔵』の卷名を記した見出し書が、それぞれ貼付されているのである。この本は元来、大小不揃いの反古紙の裏を用いた原稿であり、折目に総て文字がかゝっている点から見ても、これを継ぎ合せ卷子本様に作ったものを再び折本となしたもののようである。内題は「第一現成公案弁註」という如く別号のみで総題号は全く見当らない。しかし、総て弁註の草稿のみを編輯したものに尽きている。

内容的には、遺憾ながら『弁註』の草稿の全部ではなく、『正法眼蔵』の卷名を表題として掲げるもの四十八卷、批判として卷名を挙げるもの四卷の計五十二卷が見受けられ、その中、具体的に弁註の施されているものは四十四卷に限られている。これは後の『弁註』が九十五乃至九十六卷の『眼蔵』を編輯し、七十余卷に弁註を付していることから見れば、凡そ半数に過ぎないのであるが、この限られた草稿にしても新たに解明される事柄や新たに問われる問題は少くないように思われる。

先ず、草稿の編輯について考察するに、極めて雑多であつて、一定の統一を欠いているようである。第一どの冊を首とし、どの冊を終とするか全く明瞭ではない。只だ各帙に配されている各七冊の表紙の色が各々統一されているのみであつて、これとてもその前後を知る手がかりとはならない。仮り

に、帙に納められていた順序に随つて卷数を付し、表紙に掲げる目次を記するなら次の如くなるのである。

一、現成公案。一顆明珠。発菩提心。祖師西来意。法華転上。

二、法華転下。有時上。観音。

三、遍参。家常。眼睛。仏教。

四、坐禅箴。仏向上事。

五、授記。

六、発無上心。見仏。

七、四馬ノ末。生死。心不可得。陀羅尼。礼拝得髓。古仏

心。都機。

八、夢中説夢。恁麼。

九、十方。有時末。山水経。

十、仙陀婆。他心通。説心説性。出家。

十一、諸悪莫作。無情説法。

十二、全機。空華。溪声山色。

十三、海印三昧。即心是仏。身心学道。

十四、阿羅漢。看経。竜吟。密語。優曇華。

この次第からしてこの編輯は、『正法眼蔵』の編次とも全く関わりなく、また『弁註』自身の成立次第とも全く無関係であることが窺知される。従つて、これは天桂自身の整理編輯ではなく、後の門下の誰かによつてばらばらの遺稿が整理

され、綴り合わされ、『眼蔵』および『弁註』の編次等を意識せず、派祖の直筆原稿を尊重し遺す目的のみで無秩序に編輯したものと推測されるのである。

次にこの草稿作成の時期については、既に『年譜』⁽³⁾等の示すところによって一応明らかである。即ち『年譜』が享保十一年（一七二六）天桂七十九歳の折、『正法眼蔵』に注弁することを思い立ち、爾後研精覃思して草を起し、筆舌を絶する程の精魂を傾けたと記していることをそのまま受ける時、この草稿は、享保十一年から同十四年にかけて、かゝる形態で撰述されていたものと解されるのである。しかし、この時期に於ける天桂の活躍は、可成り繁忙を極めていることを考慮する時、享保十四年に一応の完成を遂げた『弁註』（陽松庵に現存する天桂の正本『弁註』）との間の落差を理解することに困難が生じて来る。この場合、天桂の正本を享保十四年完成とするなら、『年譜』に拘わらず、この草稿は享保十一年以前に着手されていたと考えなければ、『眼蔵』の質と量との点だけからも不可能であると思う。また、直門に依って書かれた『年譜』を絶対に信ずるならば、享保十四年に完成された『弁註』は、現存の正本ではなく、この草稿に酷似した『弁註』であったと思う。それは、この草稿と後の『弁註』との間には、異質では全くないが、文字言句上かなりの径庭があることを意味している。この点については後節で検討す

るところであるが、こゝでは『弁註』が、この草稿に近い姿で一応完成したであろうことを指摘して置きたいのである。

また、「凡例」⁽⁴⁾等によって『弁註』が「授記」「面授」「嗣書」等の嗣承に関する巻から着手されたと云うことが、一般化しているようであるが、しかし、この草稿を見る限りでは、「現成公案」「摩訶般若」等々と次第するこの『眼蔵』の編輯次序に順じて弁註が進められていったであろうという感じが強くする。それは弁註が施されていない巻でも、その表題を掲げ、或る時は「不及弁註」と態々添書している点から『眼蔵』の編次を追っての注弁であったことを推理することができると思う。

(1) 『眼蔵』の異本調査は昭和四一年から永久岳水博士が中心となり、河村孝道氏と共に協力して行われたものである。

(2) 写本二種については『永平正法眼蔵蒐集大成』十五「解題(一)」を参照のこと。

(3) 『曹洞宗全書』史伝下四五七―四八〇頁。

(4) 福祥寺本『弁註』「凡例」(前掲書七二―七二七頁)。

三

茲で草稿『弁註』における『眼蔵』の編次について『眼蔵』および『弁註』の異本類と比較検討してみたいと思う。

この草稿に於ける『眼蔵』の編次は、第一現成公案、第二

摩訶般若、第三一顆明珠、第四即心是仏、第五洗淨、第六礼
 拜得髓、第七溪声山色と次第するものである。『弁註』の編

次については従来から種々であって一定しないことが指摘さ
 れている。⁽¹⁾従って『弁註』の諸写本間で少しづつ相異が存す
 るのであるが、特殊なものとは別として天桂が義雲編輯の六十
 卷本を証本としたのでその立場が基本的には継承されている
 ことが窺われる。しかし、これら諸種の『弁註』とこの草稿
 とを校合しても類似するものが全く見当たらないのである。な
 お、天桂系の『眼蔵』と目されるものには、七十八卷、七十
 九卷、および八十卷等があるのであるが、これらは皆な悉く
 『弁註』の異本のいづれかに相当するものであるから、当然、
 この草稿と類似するものではないのである。⁽²⁾

次に『眼蔵』の諸異本⁽³⁾について、その異同を検するに、完
 全にこの草稿と一致するものは存在しないようである。但
 し、類似のものとして永平寺に所蔵されている台橋本『正法
 眼蔵』、および同系の大乗寺本『正法眼蔵』を挙げることに
 できる。これは、新たな編輯規準によって改訂を行った見
 全本『眼蔵』を書写したもので「摩訶般若波羅蜜」を第一、
 「現成公案」を第二とし、「八大人覺」を第九十五とする十
 六冊の『眼蔵』である。両者間の異同は、「現成公案」と「摩
 訶般若」の巻が逆転していることと、「遍参」の巻が一巻だ
 け特殊な編輯番号が付されていることを除くと一致する点が

極めて多いのである。以下に台橋本と『弁註』版本と草稿本
 等、三者の異同を明確にするため、対照してみたいと思う。

	正法眼蔵弁大乗寺本 台橋本正法眼蔵	草稿本正法眼蔵 弁註	備考
一	現成公案摩訶般若	第一現成公案	
二	摩訶般若現成公案	第二摩訶般若	不及弁註
三	仏性一顆明珠	第三一顆明珠	
四	身心学道即心是仏	第四即心是仏	
五	即心是仏洗淨	第五洗淨	不及弁註
六	行仏威儀礼拜得髓	第六得髓	
七	一顆明珠溪声山色	第七溪声山色	
八	三時業袈裟功徳	第八時第九有	
九	古仏心有	第九時	
一〇	密語山	第十山水	
一一	坐禅箴仏	第十一	
一二	坐禅儀法華転法	第十二法華転法	
一三	法華転心不可得	第十三	
一四	海印三昧神通		
一五	空華行仏威儀		
一六	光明古		
一七	行持仏		
一八	観音大		
一九	古鏡		
二〇	有時夢		
二一	授記仏		
二二	二面		

四

次に少しく草稿の内容に立ち入ってみることにしたい。

現存一般に流布している版本『弁註』と稀観の写本類とは、編輯の面、字句の面等において相互に多くの異同点を有しており、且つ削除訂正という大きな問題を包含しながらも、却って主要な多くの面に相似性共通性を強く示していることが注意される。これに反して草稿と他の『弁註』とは、異質では全くないが、大きな径庭のあることが感じとれるのである。つまりそれは、草稿には語句を註解する部分が少なく、『正法眼蔵』の本文によりつつ、達意的に宗義を弁じて行くという傾向が強いことを意味している。従って他に比して多くの場合、弁註が短かく簡潔であるやに見受けられる。反古紙の裏に細かく書き付けられたこの草稿は、解読に困難ではあるが、最初の「現成公案」の全文を上げて、その相違を明らかにしたいと思う。

○第一現成公案弁註

諸法の仏法なる時節ハ心外に六度四諦等ノ万行ノ法を求ムル故ニ有迷悟……衆生あり方法ともにわれにあらざる時ハ心外ニ一法の見ルべきなく 無迷モ無悟モ諸仏衆生生死ノ見べきなし
 仏法元より豊儉より跳出トハ豊儉ハ多少ノ義 人々自家ノ豊儉知見ノ利鈍多少ヨリ跳出シンカモ法ノ多少を見ル故ニ生滅迷悟生仏

『正法眼蔵弁註』の草稿について（小坂）

あり其上悟ヲ喜ブハ譬ハ 花を愛惜スル故ニ却テ散カコトク悟ヲ得ス迷ヲキラフハ譬ハ草を棄嫌スル故ニ却テ生スルガコトク迷ヒ消セス但是心原無憎愛不知を以テナリ自己をはこひて方法を修証スルト云モ心外ニ法を見ノ義方法すゝみて自己を修証するハ自己ニ反照スル義迷を大悟スルハ又仏又悟に迷ふハ衆生さらに悟上ニ得悟するトハ悟辺を過却シ那邊ニ透過シ這裡ニ行履スルナリ迷中又迷ハ倍セル迷也

諸仏まさしく諸仏なる時ハトハ人々諸仏ナリト見弁ハ自己ハ諸仏なりと覚知することを用る事あらず知見仏を証してもて行く其身心を拈挙して諸法ノ色声を見聞するにしたしく会取す

すれば譬ハ鏡ニ影をやとし水ニ月ノ印スルことくにハあらず一方を証する時ハ一方ハくらし何故ソ仏を証する故ニ衆生ノ迷あるナリ惣メ仏道を習フといふハ自己をわするゝとハ自己ノ自己たる事を不レ敢故方法に証せらるゝナリ 方法に証せらるといふハ自己己ノ身心を脱落せしむ其時悟迹もまた休歇す其休歇ノ悟迹

跳出して不レ住ニ在悟辺惣して元古仏脱落ノ語ハ脱ハ徒活切音奪物自解也ノ字訓ニテ自余解脱ノ義ナリ造作し剥服免脱ノ義ニアラズ身心脱落ノ語をも 盲僧ノ類ハ剝鋭免脱ノ義ト云又落字も隕墜ノ義ト見テ身心ヲ剝脱シ墜落ノ粉骨碎身スルト云ヘルハ是 声聞析空ノ見解甚背ニ直指ノ玄旨也ヨクヨク照看スベシ
 人はしめて法をもとむ時……

道理あきらけし此心ハ自己ニ反照して自心ノ簡裡ニ皈スレハ迷悟生仏等ノ方法ノ見ルべきナシ是を方法ノわれニあらぬ道理といふ身心を乱想して生死迷悟生仏等ノ方法を弁肯する時ハ只自心自性ノミ常住ニして方法ハ轉變幻化ノモノナリトあやまり諸法実相一

相無相なる事の了セザルナリ

たき木はいとなるさらにかへりてたき木とならず此一段ハ生ノ死ナルニ非ス死ノ生トナルニ非ス生モ一時ノ位死モ一時ノ位生ハ只是生ニシテ無死ハ只是死ニシテ無死

只此自心不生不滅ニして生ノ生トするなく死ノ死トスルナシ是法住法位世間相常住直下不生不滅ノ義ヲ明シ玉フ

生も死も一時ノ位ト云ハ一時ハ無時一位無位ナリ何故ソ一時ト云ハナンノ一時ゾ惣ニ時節年劫ハ分別ノ数量心地上何ソノ時節年劫カアル自心原ニ達スル片ハ生も死も其ノ法住ニ其法位ニ前後際断生ヲ不見死ヲ不見当体無生是過生も一時死も一時ト云 位ト云モ亦如是法住ニ法位ニ全其位無位林才無位ノ真人ト云へ者是ナリ皆自心原ノ義ゾ如是云へバ復坐在鬼窟ニ死漢トナルゾ目ヲ開テ看ヨ山河大地森羅万像長短方円迷悟凡聖生仏涅槃煩惱生死煩惱菩提悉皆坐一時ノ位ニシテ無時無位一法トシテ無取又無捨シカモ無取ト可レ取之法ヲ取り無レ捨捨可捨之法

冬ノ春トナラザルガゴトク冬ハ冬ノ位一時春ハ春ノ時一位ニして冬ト春ナルモノク常自寂滅相ナリ彼古塔主が馬祖ノ遷化ハ近ク五年ナリ雲門ノ入滅ハ遠ク百年ナリト云者如是ノ無時ノ時節ヲ不了故ニ永平古仏面授嗣法ノ眼ナシト呵シ玉フ若古塔司ニ嗣法ノ眼目アル片ハ無量劫ト云凡嗣法スベシ嗣法ノ眼目ナキ則ハ先師遷化半日須叟ト云フ凡不可嗣法華嚴ノ二十三ノ十六ヲ可考抑モ五年ハ近ク百年ハ遠シト思ヘルハ凡情ノ計度は法住法位世間相常住ナルコトヲ知ラズ況ヤ是法無法是住無住是位無位宗乘ノ事ヲヤ無量時劫遠キニ非ス半日猶更近ニ非ス然ルニ凡山面授篇ノ跋ニ非面授而嗣法則無量劫後ト云凡可嗣法ト非面授而ノ四字ヲ加ヘテ鼻面ト鼻面

ト对合スルヲ面授ナリト自己ニ会釈セシコトハ禅眼ナキノ故大イニ宗乘ヲ昧ス弁道ノ魔事可痛哉既ニ儒家者流ノ云堯以是伝之舜々以是伝之禹々以是伝之湯々以是伝之文武周公々々以是伝之孔子是謂□当伝ト云孔子ト文武周公ト相去ルコト五六百年ナランヤ豈夫孔子ト周公ト面会スルヤ儒氏スラ如是何況吾仏以心伝心ノ宗乘鼻面々々ニ对合スルヲ面授ト云シカ可笑可笑担道ノ人審悉了之焉下ノ生死篇可并考也

人のさとりを得水に月やとるかことしより下ハ悟ノ悟トスルナシ其理水月ノ無罣碍がコトク其深キコト其高キ分量ノゴトク深キニ量ナク高キ量ナシ時節ノ長短ハ自己心水ノ大小ヲ檢点シテ移リ来ル所ノ天月ノ広狭ヲ知ルベシ実ニ其理ニ通達スレ則ハスベテ大小広狭長短ナシトイヘ凡人々自己ノ見識ニ依テ広狭長短アツテシカモ其広狭長短ナキコト月ノ水ニ移コトク大ライワス小ライワススベテ無罣碍ナリ

身心ニ法のいまた參飽せざるには法すてにたれりとおほゆト云ヨリ下ハ一所見ニ滯ルベカラザルコトヲ示ス宮殿ノコトク瓔珞ノコトシトハ海上或時ハ宮殿ノコトク或時ハ瓔珞ノコトク見エルコトアル皆所見ニ随フノミ海徳是ニテ悉ク尽スヘカラズ只己が眼ノ見ル処ノミヲ見ル海ノ只まるニのみ見エルモ又宮殿瓔珞ノコトク見ユルモ同し參学ノ眼目モ亦復如是只一所見ノ理ヲ得タルヲ以テ究尽トスベカラズ塵中格外ソクバクノ様子ある事を究尽セヨトナリ

万法ノ家風をきかんにハ海ノ方円トみゆるよりほかに海徳山徳をほくきハマリなくよもの世界あることをしるへしトハきハマリなしト云ハをほく物ありてきわまりなしと云ニアラズ無窮ノ無也無量無数ノ語ノゴトク是心地上一點物ナキコトヲ云心地ヲ見尽スニ物

ナシ是を無窮無辺ト云ナニ、テモ一法ノ見ルベキアルハ一所見ナリ窮尽ニアラズ然バ一所見一所住ニ滞在スベカラズ

かたはらのみかくのごとくあるニあらず直下モ一滴モしかあると
しるべしトハ直下一毛一塵一滴ノ上窮尽ナシ辺際ナシは何ノ境
界ゾ只這是回頭換面スベカラズ

魚の水をゆくゆけとも水のきはなく鳥のそらをとふにとふといへ
とも空のきはなしと云われハ鳥飛魚蹈ル其所を得ル則ハ無碍ナル
カことく用所ノ大小ニ随テ使為モ亦大小アリ其大小ニ随イモテ行
則其頭トニ辺際を其処々ニ踏翻せずといふヲナシトいへとも鳥も
魚も其所依トスル所の水ト空トをはなるれば忽死如是則魚ハ以水
為命鳥ハ空をもて命トスト知ベシ以鳥為命以魚為命ト云ハ命云ハ
本命心なり四聖ハ以法為身為命六凡ハ其以業為身為命以命為鳥以
命為魚トハ上ノ語ヲ回互スルノ詞ナリ

この外さらに進歩アリ修証アリその寿者命者アル事かくことしト
ハ前云所ノ外更ニ進歩修証アツテ声聞乘縁覺乘菩薩乘仏乘ノ行履
アル是前ニ云用所大レハ使為大ナリ用所小ナレハ使為小ナリト云
モノゾ如是進歩シ修証シモテ行亦其所依ノ道チノ所依ノ所ノ寿者
命者アルナリしかるをしらてはしめより水ノきわ(辺際)を窮メて行ント
シ空ノきわ(辺際)を窮メて行ントスルキハ水ニモ空ラニモ道ヲ得ズ処ヲ
得ベカラズ若大小高下箇ノ処ヲ得箇ノ道ヲ得則箇ノ自己ノ行履隨
テ現成す是以可知箇道箇ノ処非大非小自ニアラズ他ニアラズ広
狭長短方円近遠ニアラズ先ヨリ有ニアラス今又現ズル物ニアラズ
しかある故ニ人若仏道ヲ修証スルニ得一法通一方ニ遇一行修一行
これニ処アリ道チハ通達せるニ依テしらるるきはノしるからざる
ハ箇ノ知ルヲノ仏法ノ究尽ト同生同参する故ニしかなり大ニおる

ても道ヲ得小ニおめても処ヲ得レバ一法一方を小トスベカラス万
法万行ヲ大トスベカラス大小円融一多無碍ナリ

雖如是得処得道自己ノ知見トなりて慮知ニしられんと習ヲナカ
レ如是学人証究スミヤカニ現成ストイヘモイマタ親密トセズの実
親密ノ事ハ何必如今現成ト云ンヤ密ハ却在ニ汝辺ノ密有ハ始有本
有妙有妄有ニアラズコ、ニ知麻谷宝徹禪師ノあふきをつかふ因
ニ……ト其理分明注弁ニ不及其中風性ハ常住なる故ニ仏家ノ風ハ
大地の黄金なるを現成せしめ長河を攪テ蘇酥を参熟セシムルノ活
手段ニアリ故今扇子をつかふ処是這ノ手段ナリ不可参死句者也

五

終りに、従来の『弁註』は九十五卷乃至九十六卷の『眼蔵』
を編輯しているが、その中、「現成公案」より「三十七品菩
提分法」に至る大既七十八卷に弁註がなされ、以下の別輯に
は弁註が一切なされていないのであるが、草稿の中には、そ
の中二巻程に弁註がつけられているのである。これらは注記
によれば、各々「行仏威儀」或は「現成公案」等に聽て吸収
されるものようであるが、従来見ることでできなかった卷
への『弁註』が独立で存在することには注目してよいと思
う。以下この二巻の『弁註』草稿を掲げて少しく内容を検
し、天桂の『眼蔵』に対する真偽観を考へ直してみたいと思
う。

生死篇弁註

行仏威儀ノ中可考 現成公案ノ注ノ中ニ入む（筆者注）
元古仏有時示徒曰

若人生死外求於仏猶如北轅而向於

越南面而見北斗無生死可厭無涅槃

可願夫生者一時位而既有先有後是

故生即言不生滅亦一時位而有先

有後由是滅即言不滅言生則生外

無物言滅則滅外無物生來則但

是生滅來則但是滅勿言勿ヒ希

向レ滅而可レ會（ソカフ） 是諸仏歴祖未開口宗乘永平古仏活舌頭也夫生死無

生ノ理ニ達シ繫縛セラレハ則解脱ノ仏ナリ然則生

死外ニ無仏々外無生死（生者一時）

位ニ有先有後生ノ先ニ無（生）生後

無生前後際斷一（生時生即言不

生求於其為生者滅亦無生可為生者○如是言生則生外無物

言滅則滅外無物（夫無物者

生外無（滅）々外無（生）ノミニアラズ生ヲ

言則（）只是生ニ則ニ仏ナル物モ

ナク衆生ナルモノモナク迷モ悟モ善モ

惡モ菩提モ煩惱モ一切

物ナシ生是什麼物ト見ヨ滅モ亦如是生來則

只是生滅來則故ニ滅ニ向テ會（ソカ）只是滅

ベカラズ會フベカラズトハ（）生ヲ以テ滅ニ對シ滅ヲ

生ニ對シ生滅ヲ云ニアラズ其余ノ

迷悟凡聖生仏等モ如是其生ノ時

生ナク滅ノ時滅ナシ故仏言一切法

不生我説利那義則生則有滅

不与愚者説是也生者一時ノ位者此

利那一時ノ位也一時ハ即無時也我（）無念ト云フモ余ナリ時ノ見

ルベキ念フベキナシ一切ノ物

生則有（レ）滅則生即不生是故ニ滅モ亦不生ノ

滅ナレハ則滅即不滅当体生ノ生ト○スベキナク

滅ノ滅トスベキナシ何物カ生何物滅

生仏迷悟等是什麼物恁麼シ來ル

一切法ハ生者一切ノ言ハ無余ノ義

如來所説ノ諸法又無有所有諸法ヲサス無義無一法トノ

不生ニアラザル法ナシ不生トハ無生ナリ仏

無生衆生無生菩提涅槃迷悟智愚皆

盡無生ノ生ニシテ無（）自体ニ直下ニ点檢ノ

看生ヲ云フ則生一時ノ位ニ外無物

滅ヲ云フ時仏ヲ云時衆生ヲ云時迷ヲ云時

悟ヲ云時只是一時利那ノ位ニ全無所

任前後際ナシ然ニ下愚ハ無有凡聖長短是非迷悟等ノ生住異

滅ノ四相ノ差別ヲ差別ノ見ヲ以テ見ル故ニ

為是所（レ）轉生死ヲハナレテ涅槃ヲ求煩惱ヲ

サケテ菩提ヲ証セントシ迷ノ外ニ悟ヲ尋ネ衆生ノ

外ニ仏ヲ問フ特不知生死去來真實ノ人体ナルヲ是ヲ自棄自欺談

ト云實相ノ篇ヲ見ヨ

前四馬

次ノ深信因果

(大修行篇与可見)

道心

受戒篇等ハ

皆勧誘二機之示誨学者高着眼弁檢而勿混沌受戒篇末ニ丹霞高沙弥ノコヲ引後人之加添乎

就中四禪比丘篇ハ決ノ妄添也

(何故○担經ノコ可書)
或本ノ奥書ニ丹州桑田県正法山慕古

軒ニテ大容ノ正本ニテ写書

(示寂三年目)

建長七乙卯夏安居日以御草案本

書写畢懷莽トアリ

是以令人信之妄計也可畏

之甚焉 次下合文ノ所ニ書ク也

故ニ断決経云法ト自生法ト自滅法ト

不生法ト不滅法生法滅性不移転

斯是菩薩大士之道非諸凡俗之

所及也

前四馬篇衆生をして生老病死をはなれしめむためにあらむト云ヒ

此篇ニハ生死をはなれ仏となるトアル相違ニ似タレモ 相違ニア

ラズ生死はなるといふハ生ノ生トスルナク死ノ死トスルナキヲ

知ルヲ云フ生死をさけはなると義ニハアラザルナリ

心不可得第十三

仏言三世不可得是仏祖ノ参究なり不可 得裡ニ三世ノ窟籠ヲ剋来

『正法眼蔵弁註』の草稿について(小坂)

セリトハ窟籠ノ字ハ代醉ノ十二卷八丁ニ反切ノ字ヲ出ス内ニ窟籠ノ反孔ノ字也他心通ノ六葉ニ此字ヲ用ル心ハ鼻孔ノコニ聞ユル也此ニ云処モ心不可得裡ニ三世ノ鼻孔ヲ剋削シ来ルシカアレトモ皆自家ノ鼻孔を用ひ来レルナリ全ク不レ可依レ他自家ト云ハ今現前ノ思量分別ノ心不可得ナリ使得十二時ノ渾体是心不可得ナリ然凡徒ニ云フベキニハアラス仏祖ノ室ニ入ズンバアルベカラザルノ問取道着なり只自己心不可得ノ鼻孔ヲ点檢シ来テ看ヨ次下ハ不レ及レ弁

以上より見てこれらの巻が必ずしも否定的に取り扱われて
いる訳ではない。これらが肯定された諸巻とその主張が相違
ないことを特に記している点からみて却って肯定されたもの
と見るべきである。従って天桂の真偽判定の結果肯定された
『眼蔵』を天桂系の七十八乃至七十九巻本と断定することは
妥当ではないと思われる。今後更に草稿全巻にわたって内容
の検討がなされて、『弁註』の形成過程がより明確になされ
なければならぬ。